

「第12回防災まちづくり大賞」の募集

○「防災まちづくり大賞」の趣旨

阪神・淡路大震災や近年の大規模災害の教訓を踏まえて、全国各地で防災対策の強化を図るための取組が進められていますが、防災力の向上を図るためには、防災に直結する優れた事業の実施はもちろんのこと、まちづくりや住民生活等において防災に関する視点を盛り込んでいくことが重要です。

「防災まちづくり大賞」は、「一般部門」「防災情報部門」「住宅防火部門」の3部門を通じて地方公共団体や自主防災組織等における防災に関する幅広い視点からの優れた工夫・アイデア等、効果的な取組を表彰し、紹介することによって地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的としています。

なお、本事業は「自治体消防60周年記念」事業として位置付けています。

○応募方法

防災まちづくり大賞をより多くの人々に知ってもらい、優良な事例の掘り起こしを図るために、都道府県の推薦による応募のほか、自薦による応募を受け付けます。各地域で結成されている自主防災組織や学校など様々な団体等からの応募をお待ちしております。

※ 防災まちづくり大賞の概要については、下記ホームページ又は別添募集要項を参照してください。

財団法人消防科学総合センターホームページ

<http://www.isad.or.jp/>

住宅防火対策推進協議会ホームページ

<http://www.jubo.go.jp/>

○スケジュール

応募締め切り	平成19年9月21日（金）
表彰事例決定・発表	平成19年12月中旬予定
表彰式	平成20年 1月下旬予定

○その他

第11回防災まちづくり大賞の受賞団体につきましては、総務省消防庁、消防科学総合センターのホームページに掲載されておりますので、是非御覧下さい。



防災まちづくり大賞シンボルマーク

<問い合わせ先>

消防庁国民保護・防災部

防災課地域防災係 東、鷹見

TEL：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535

予防課予防係 徳永、鈴木

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

防災まちづくり大賞募集要項

1. 事業目的

阪神・淡路大震災や近年の大規模な災害の教訓を踏まえて、各地で防災対策の強化を図るための取組が進められているが、防災力の向上を図るためには、防災に直結する優れた事業の実施はもちろんのこと、まちづくりや住民生活等において防災に関する視点を盛り込んでいくことが重要であり、防災に関するハード・ソフトの工夫、アイデアが防災対策の充実や防災意識の高揚等に大きく寄与するものである。

「防災まちづくり大賞」は、地方公共団体や自主防災組織等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災に関する幅広い視点からの効果的な取組を推奨し、もって地方公共団体等における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的とする。

2. 募集内容

表彰部門については、「一般部門」、「防災情報部門」、「住宅防火部門」の3部門とする。具体的には以下の内容に相当するものについて募集する。

(1) 一般部門

①防災ものづくり

防災関係の施設整備、道路や公園、建築物、植樹などにおける防災面での配慮など、ハード面を中心とする「防災まちづくり」に関する取組。

- ・ 消防・防災施設、設備の整備（防災センター、防災井戸、備蓄倉庫など）
- ・ 道路、公園、建築物、植樹等などにおける防災のアイデア・工夫
- ・ 防災にも配慮した都市づくり・まちづくり計画に関する取組
- ・ 河川、危険箇所対策などの基盤整備
- ・ その他の防災に配慮したハード事業

②防災ことづくり

地域における自主防災活動など、ソフト面を中心とする「防災ことづくり」に関する取組。

- ・ 防災に関する制度（防災指導員などの制度、条例、関係団体との協定など）
- ・ 地域の自主防災活動
- ・ 事業所における防災への取組
- ・ その他の防災に配慮したソフト事業

③防災ひとづくり

防災に関わる人材の育成や人々の災害対応能力を高めるための教育訓練、講座・研修などの「防災ひとづくり」に関する取組。

- ・教育訓練（図上演習など）
- ・講座・研修、市民学校
- ・その他の人材育成などに関する取組

（２）防災情報部門

防災に関する普及啓発・広報などの活動や災害・防災情報の収集・伝達体制の整備などの「防災情報」に関する取組。

- ・災害情報のメール配信
- ・アマチュア無線などを駆使した災害情報伝達
- ・ラジオ及びテレビを通じた防災情報の配信
- ・IT技術を活用した防災活動
- ・防災に関する出版活動（ハンドブック、紙芝居、絵本、新聞など）
- ・優れた防災のコンテンツを有するホームページの構築
- ・その他の防災情報に関する取組

（３）住宅防火部門

行政及び関係機関等と連携を図り、地域における住宅防火対策を通じて災害に強いまちづくりを推進する取組。

- ・地域住民の住宅防火意識を向上させる広報活動
 - 住宅防火対策用広報素材の充実と有効活用
 - 地域ローカルテレビ、CATV等広報メディア有効活用
 - 住宅防火モデル事業の推進
 - 地域における住宅防火対策推進活動の効果的な手法・アイデア等の実践
- ・住宅用防災機器等の設置・維持促進活動
- ・市場機能を活用した住宅用防災機器等の普及啓発活動
- ・高齢者に対する住宅防火対策の推進やそれを支援する活動
- ・住宅防火対策講習会・研修会
- ・その他住宅防火に関する取組

3. 募集対象

「一般部門」、「防災情報部門」又は「住宅防火部門」のいずれかに該当する取組を実施している組織、団体のうち、以下のものを対象とする。

なお、防災情報部門についてのみ、個人も対象とする。

- ・都道府県
- ・市町村（一部事務組合を含む）
- ・消防団
- ・自主防災組織(町内会・自治会を含む)
- ・婦人（女性）防火クラブ

- ・少年・幼年消防クラブ
- ・事業所
- ・ボランティア団体、NPO団体
- ・大学などの教育機関
- ・まちづくり協議会などの各種団体

(注) 防災以外に福祉など他分野との複合的な活動についても、表彰の対象とする。

4. 表彰内容

(1) 表彰の種類

総務大臣賞、消防庁長官賞、消防科学総合センター理事長賞及び住宅防火対策普及奨励賞の4賞とする。

なお、「一般部門」及び「防災情報部門」の部門賞として消防庁長官賞、消防科学総合センター理事長賞を位置づけ、「住宅防火部門」の部門賞として消防庁長官賞、住宅防火対策普及奨励賞を位置づける。総務大臣賞については、防災まちづくり大賞全体を通じて選定するものとし、各部門から必ず選出するものではない。

(2) 表彰の数

総務大臣賞	全体として3事例程度
「一般部門」	各賞あわせて8事例程度
「防災情報部門」	各賞あわせて2事例程度
「住宅防火部門」	各賞あわせて2事例程度

(3) 表彰の時期

1月下旬(予定)

なお、表彰受賞団体については、副賞を贈呈するものとする。

5. 応募手続

(1) 応募方法

① 都道府県からの推薦

都道府県は、3. 募集対象に定める要件について十分に検討、選考した上で事例を推薦するものとし、「第12回防災まちづくり大賞推薦事例総括表」を添付すること。

ただし、推薦事例数については、1都道府県あたり原則20事例を上限とする。

②自薦

応募様式については、消防科学総合センター又は住宅防火対策推進協議会のホームページから応募様式をダウンロード可能。

(財) 消防科学総合センターホームページ <http://www.isad.or.jp/>

住宅防火対策推進協議会ホームページ <http://www.jubo.go.jp/>

(2) 提出書類

応募に必要な書類としては、以下のとおりとし、正副2部を提出するものとする。

①調査票

②添付資料

- ・組織又は団体の規約、設置要綱等
- ・年間活動実施計画（年間を通した広報等の活動実施計画が記載されているもの）
- ・その他活動状況の内容がわかる写真、印刷物等

※ 提出書類については、可能な限り電子データを添付すること。

※ 提出した写真やビデオ等は基本的に返却しない。

(3) 締め切り

平成19年9月21日（金）必着

(4) その他

過去に自薦、他薦を問わず応募実績のある団体についても、再応募することは差し支えない。

6. 主催関係

主催：総務省消防庁、(財) 消防科学総合センター、

住宅防火対策推進協議会（事務局：(財) 日本防火研究普及協会）

後援(予定)：(社)日本民間放送連盟、(社)日本新聞協会、日本放送協会、

(社)日本インターネットプロバイダー協会

7. 書類提出及び問合せ先

(財) 消防科学総合センター

T E L : 0 4 2 2 - 4 9 - 1 1 1 3

F A X : 0 4 2 2 - 4 6 - 9 9 4 0

e-mail : machi@isad.or.jp

住 所 : 〒1 8 1 - 0 0 0 5 東京都三鷹市中原3 - 1 4 - 1

担 当 : 小松